

広島県告示第九百三十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、平成二十三年十月十八日から、広島市の別図第一に示す区域内の町の区域を廃止し、その区域をもって別図第二に示す町の区域に変更する旨、広島市長から届出があった。

平成二十三年十月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

# 別図第1

N  
S=1:1,500




己斐大迫一丁目

己斐大迫三丁目

己斐上四丁目

己斐上四丁目

凡 例	
〇〇丁目	従来の町界町名
	町の区域を変更する区域

# 別図第2



凡 例	
〇〇丁目	従来の町界町名
■	町の区域を変更する区域
〇〇丁目	新町界町名